港区防災対策基本条例

~区民や事業者とともに築く災害に強い港区~



港区

条例制定の目的

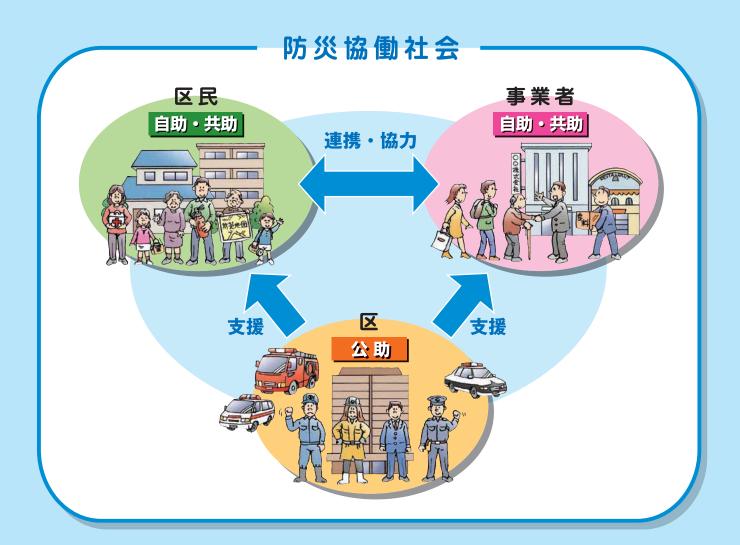
災害発生時に、区民の生命と貴重な財産を守るためには、区が防災対策上取り組むべき課題を明らかにするとともに、区・区民・事業者が「自助」・「共助」・「公助」という防災の基本理念に基づき、それぞれが果たすべき役割と責任の中で、防災対策の取り組みを進めることが必要です。

このような認識のもと、防災対策の基本理念や区・区民・事業者が取り組むべき 基本的事項を定め、今後の区の防災対策を総合的に推進するため、平成 23 年 10 月 に「港区防災対策基本条例」を制定しました。

基本理念

~「自助」「共助」「公助」による防災力の向上 ~

防災対策は、自らのことは自らが守るという「自助」の考え方をまず基本とし、次に地域において互いに助け合うという「共助」を進め、さらに行政が区民等の安全を確保するという「公助」の考え方に基づき、区・区民・事業者が相互に連携を図りながら協力することが必要です。



区の責務

●責務

- ・区は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施するとともに 防災体制を整備する責務があります。
- ・区は、防災対策を進めるにあたっては、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携に平常時から努めます。また、国、東京都及び他の区市町村とも連携して防災対策を進めます。
- ・区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めます。

●施策

地域防災計画の推進

地域防災計画は、区民の生命、身体及び財産や地域を災害から守ることを目的に、災害対策基本法に基づき区、警察・消防など防災関係機関で構成される港区防災会議で定めるものです。

この計画には、区、東京都、防災関係機関等がそれぞれ実施する予防対策、応急対策や復旧・復興対策が記載されています。

区は、この計画に沿って災害対策を推進しています。



防災街づくり整備指針の推進

防災街づくり整備指針は、災害に強い街づくりを総合的に推進するための方向性を示す指針です。 区では、この指針に沿って、区民や事業者、関係 機関等との連携により災害に強い街づくりに取り 組んでいます。



避難所・備蓄物資の整備

区では、区立小・中学校等を区民のための避難 所として指定しています。また、いきいきプラザな どを二次避難所(福祉避難所)としています。これ らの施設を中心に備蓄倉庫を設置し、災害が発生 した際に、被災者を救援するため、非常食料や毛布 などの生活必需品・医療資機材などを備蓄してい ます



防災住民組織の育成や活動を支援しています

区内では、町会や自治会等が防災住民組織を結成し、地域防災力の向上に向けた活動を行っています。区はその活動を支援しています。

- ・防炎学校等の開催を通じて防炎リーダー(防炎住民組織の活動で中心的な役割を担う人)の育成を支援しています。
- ・防災活動を支援するため資材や器材の助成を 行っているほか、防災アドバイザーを派遣して、 防災訓練の実施方法や活性化にむけたアドバイ スを行っています。



※各施策の詳細な内容や問い合わせ先については、当パンフレットの裏面をご覧ください。

区民の責務

●責務

区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、お互いに協力し合い、地域の安全確保に努めてください。特に、次の事項について、自ら災害に備えてください。

- ・建築物その他の工作物の安全性の向上
- ・家具の転倒防止
- ・出火の防止
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ・避難の経路、場所及び方法についての確認
- ・防災に関する知識及び技術の習得

また、区等が実施する防災講演会や訓練、地域の防災活動への協力や参加をお願いします。

●施策

区は家庭内での備蓄や家具の転倒防止を推進しています

大震災が発生すると、水や電気などインフラが止まったり、物資が行き届かない可能性があります。そのため、 家庭内での最低限の備蓄が重要です。また、地震の揺れで自宅内では家財の転倒や散乱が生じ、ケガをしたり、避 難できなくなるおそれがあることから、家具の転倒防止は非常に重要です。

・備 蓄:非常備蓄品は災害復旧までの数日間(最低3日分)を自足できるように準備しましょう。

(※区では防災用品等のあっせんを行っています。)

・家具の転倒防止:食器棚、照明器具、テレビ等の転倒や落下を防ぐポイントを以下に解説します。

(※区では家具転倒防止器具の助成を行っています。)

食器棚~食器の飛び出しを防止

・L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートやふきんなどを敷きます。重い食器は下に、軽い食器は上の方に置きます。扉があかないように留め金具をつけ、ガラスには飛散防止フィルムをはります。





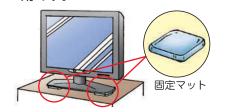
照明器具〜鎖と金具を使って固定

・鎖と金具を使って数箇所留めます。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱 テープで留めておきます。



テレビ~できるだけ低い位置で

- ・家具の上などは避け、できるだけ 低い位置に固定して置きます。
- ・テレビ用の固定マットなども有 効です。



防災に関する知識と技術を習得しましょう

日頃から防災意識を高め、いざという時にすぐ行動にうつせるように備えておきましょう。

- ・大震災時の避難方法や避難先を、防災 マップ等を使って平常時から家族と実 際に歩いて確認しましょう。
- ・初期消火や避難の技術を習得出来るよう、 区が開催する総合防災訓練に参加しま しょう。
- ・区は、防災講演会や出前講座、防災アド バイザー派遣等を行っています。



※総合防災訓練の実施のご案内は、毎年10月にパンフレットや、区のホームページ、広報誌で行っています。

※各施策の詳細な内容や問い合わせ先については、当パンフレットの裏面をご覧ください。

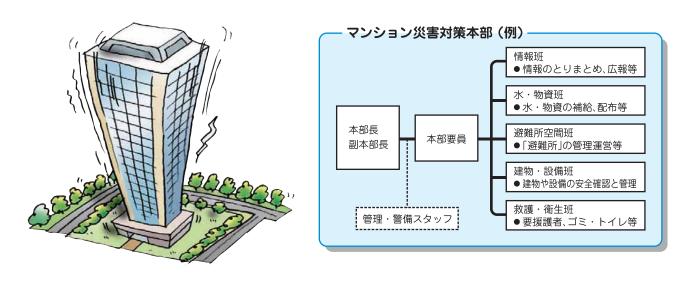
高層住宅の震災対策を進めています

高層住宅は、耐震性に優れていますが、地震等の災害が発生した場合、家具類の転倒、ライフラインやエレベーターの停止など、高層住宅特有の問題が生じることにより、自宅における生活が困難になることが予想されます。 このことから、被災後も継続的に自宅において生活ができるよう、高層住宅居住者自らが飲料水、食料、生活必需品等の備えをしておく必要があります。

また、個人での取り組みだけでなく、居住者同士が協力し合い高層住宅内の防災体制づくりを進めていくことも重要です。

区では、高層住宅内で防災組織づくりに取り組めるよう「高層住宅ハンドブック」を作成・配布しています。

また、高層住宅の防災組織づくり、各種マニュアルの作成、訓練、学習会を支援するため、防災アドバイザーの派遣をしています。



地域の防災対策活動に協力・参加しましょう

町会・自治会やマンション等を単位に組織された防災住民組織や、小学校区を基本に組織された地域防災協議会が自主的な活動をしています。これらの取組みに積極的に参加しましょう。

○防災住民組織の主な活動 防災知識の普及、地域の点検、防災

訓練などの活動を行っています。

○地域防災協議会

防災住民組織や地域団体・事業所等が互いに連携して活動できるよう、 区では、警察・消防と協力して、地域 防災協議会の活動を支援しています。



※各施策の詳細な内容や問い合わせ先については、当パンフレットの裏面をご覧ください。

事業者の責務

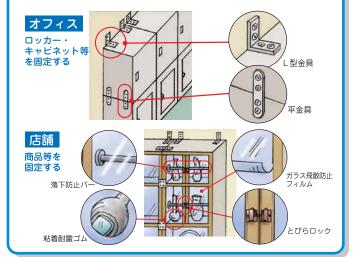
●責務

- ・事業者は、管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員や来所者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めてください。
- ・防災住民組織等との連携を図り、地域の自主的な防災対策活動に協力し、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めてください。
- ・災害時には従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資(へルメットや毛布など)を備蓄するよう努めてください。

●施策

施設及び設備の安全性の確保

揺れによる什器の転倒や、商品の飛び出しによって、けがをする場合があります。転倒防止対策や事業所内の施設、設備の安全管理(例:エレベーター内閉じ込め対策など)を徹底してください。



従業員・来所者等の安全性の確保

事業者は、建物内での防災訓練等を定期的に実施し、 従業員や来所者、事業所周辺の住民等の安全確保に努 めてください。



地域の防災活動への参加・協力

区内には、多くの事業所があり、昼間人口約90万人に対し、夜間人口は約23万人と、昼間人口が極めて多くなっています。災害時には、住民の防災力のみで対応するのには限界があります。事業所として、日頃から地域防災の取組みに積極的に参加するように心がけてください。



参加·協力

事業者

※各施策の詳細な内容や問い合わせ先については、当パンフレットの裏面をご覧ください。

帰宅困難者対策

大地震が発生し、交通機関が停止した場合、区内では多くの帰宅困難者が発生します。災害発生直後に帰宅困難者が一斉に帰宅を開始すると、幹線道路の混雑や駅周辺での混乱が発生し、救命救急活動や交通機関の復旧に支障が生じる恐れがあります。

区では、区内の主要な駅や地域の特性を踏まえながら、事業者等が主体となった帰宅困難者対策を推進する組織づくりや結成後の活動への支援を進めています。区内事業者の積極的な参加をお願いします。

従業員・学生・顧客の一斉帰宅の抑制

企業、学校など組織のあるところは、組織 の責任において、従業員、学生、顧客の安全を 確保するよう努めてください。

※事業者、学校等は、従業員や学生のため、3 日分程度の物資の備蓄をしておきましょう。 また、事業所を訪れている方達のための飲料 水、食料等の確保もしておきましょう。



帰宅困難者一時受入れ場所等の提供

事業者等は、帰宅困難者の一時受入れ場所 や物資の提供、人的支援、その他事業者として 可能な支援に努めてください。

※区では、従業員や顧客の一斉帰宅抑制(自助)を前提として、買物や観光等で区内を訪れ、「帰宅困難者となった方」に対する「一時受入れ場所の提供」や「飲料水・食料等の備蓄」、「一時受入れ場所への誘導人員等の協力」などを区内事業者に求めています。ぜひご協力をお願いします。



帰宅困難者となった方自身による共助の活動

買物や観光等でたまたま区内を訪れていて災害に遭い、帰宅困難者となった方は他の被災者への支援など、地域の救援活動を行うよう努めてください。

一時受入れ場所等を利用する帰宅困難者 となった方は、自らも積極的に、飲料水、食料、 毛布等の配給や、誘導などの応急対策業務に 従事するよう努めてください。



■ その他

との条例には、これまで記載をした主な事項のほかに、次の事項も定めています。

■ 防災街づくりの推進

(災害に強い街づくりの推進)

災害時に重要な役割を果たす道路や公園等の整備を進めるなど、都市基盤整備を推進します。

(民間建築物等の安全性の向上)

民間建築物等の耐震性・耐火性の向上や、落下物等の防止のため、必要な助成等を行います。

■ 災害時要援護者に対する対策

(高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するものに対する施策の推進)

災害時の情報収集や避難に支障のある方々への支援を、警察・消防、町会、自治会、民生委員等 と協力して推進します。

■ 応急体制等の整備

(応急体制の整備)

災害時の避難活動や救援活動を円滑に行うため、関係機関との連携を図り、必要な措置を講じます。(例:救出・救助用の機器の整備、物資の備蓄、緊急輸送、避難所、道路障害物除去、医療救護等)

(情報連絡体制の整備)

災害時に的確な情報を区民等に行うため、情報の収集や連絡体制を整備します。

(他の地方公共団体等との協定の締結等)

災害時に支援が迅速に要請できるよう、他の地方公共団体等とあらかじめ災害時支援の協定 を締結します。

避難

(避難所の設置等)

災害時には、地域の活動拠点となる避難所を開設するとともに、平常時から必要な備蓄等を行います。

(代替施設の確保)

避難所の使用が困難な場合、事業者等の協力を得て代替施設を確保するよう努めます。

■ 風水害対策

台風や大雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は、被害を最小限にとどめるため、区では水防に関する体制を確立し、その対策に努めます。

港区防災対策基本条例(平成23年10月14日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策について基本理念を定め、港区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。) 第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (3)区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- (5)区民等 区民及び区内に勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (6) 防災住民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、自らのことは自らが守るという自助の考え方、地域において互いに助け合うという共助の考え方及び行政が区民 等の安全を確保するという公助の考え方に基づき、区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら 協力することを基本理念として行われなければならない。

■ 第2章 区、区民及び事業者の責務 ■

第1節 区の責務

(区長の基本的責務)

- **第4条** 区長は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、及び防災体制を整備しなければならない。
- 2 区長は、防災対策を行うに当たり、国、東京都(以下「都」という。)及び他の区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、防災住民組織、防災関係機関、ボランティア等との連携及び協力に平常時から努めなければならない。

(地域防災計画の実施)

第5条 区長は、法第42条第1項の規定により作成された港区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、防災対策を的確かつ円滑に実施するものとする。

(区の職員の責務)

第6条 区の職員は、区民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

第2節 区民の責務

(区民の責務)

- 第7条 区民は、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、地域の住民の安全の確保に努めなければならない。
- 2 区民は、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
- (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 家具の転倒の防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水、食料等生活必需品の備蓄
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- (7) 防災に関する知識及び技術の習得
- 3 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めるとともに、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の責務)

- **第8条** 事業者は、その社会的責任に基づき、その管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における住民の安全の確保に努めなければならない。
- 2 事業者は、防災住民組織等との連携を図りつつ、地域における自主的な防災対策活動に協力するとともに、区、防災関係機関等が実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、災害時において、従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。)対策のため、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めなければならない。

第3章 予防対策

第1節 防災街づくりの推進

(災害に強い街づくりの推進)

- 第9条 区長は、道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備、土地利用の誘導等の施策を通じて、災害に強い街づくりを総合的 に推進するものとする。
- 2 区長は、災害に強い街づくりを総合的に推進するため、防災街づくり整備指針を策定するものとする。
- 3 区長は、前項の指針の策定に当たっては、地域防災計画との整合性に配慮しなければならない。

(公共施設の安全性の確保)

第10条 区長は、その管理する建築物その他の公共施設の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

- 第11条 区長は、区内に存する民間建築物等(公共施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。
- 2 区長は、前項の目的を達成するため、民間建築物等の所有者等に対し必要な助成を行うことができる。

(風水害対策)

第12条 区長は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策に努めなければならない。

第2節 啓発活動及び教育の推進

(防災に関する知識の普及及び情報の提供等)

第13条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民等の防災に関する知識及び意識の向上に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第14条 区長は、教育委員会が実施する学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災住民組織、消防団等が実施する防災教育に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。

第3節 防災訓練

(防災訓練の実施)

- 第15条 区長は、防災住民組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。
- 2 防災住民組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めなければならない。
- 3 区長は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めなければならない。

第4節 防災住民組織

(防災住民組織の育成)

- 第16条 区長は、防災住民組織の育成のため、資器材の供与等、研修の実施、防災に関する意識の啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 2 区長は、防災住民組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー(防災住民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。) の育成に努めなければならない。
- 3 区長は、防災住民組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が、相互に連携を図り、補完し合うことにより、区内で被災した区民等に対して必要な活動を一体的かつ効果的に行うことができるネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第5節 災害時要援護者に対する施策

(災害時要援護者に対する施策)

- 第17条 区長は、高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するもの(以下「災害時要援護者」という。)に対する施策を推進するよう努めなければならない。
- 2 区長は、災害時要援護者に対する施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、警察署、消防署、町会、自治会、民生委員等に協力を求めることができる。

第6節 高層住宅等の震災対策

(高層住宅等の震災対策)

- 第18条 高層住宅等の居住者等は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、協力して防災に関する計画を策定するよう努める とともに、救出、避難等に必要な用具について協力して備蓄するよう努めなければならない。
- 2 高層住宅等の建築主等は、前項の規定による備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。
- 3 区長は、高層住宅等の震災対策を推進するため、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第7節 業務継続計画

(業務継続計画)

- 第19条 区長は、災害発生後における区民の生活の安定を図るため、区における業務継続計画(災害時に優先されるべき業務の継続 及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めておく計画をいう。以下同じ。)を策定するとともに、必要 に応じてその検証を行うものとする。
- 2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めるものとする。

第8節 ボランティアへの支援

(ボランティアへの支援)

- 第20条 区長は、災害時において、ボランティアが区内で被災した区民等に対する支援活動を円滑に行うことができるように、活動 拠点の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 区長は、都、公共的団体等との連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

■ 第4章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(応急体制の整備)

- 第21条 区長は、災害時における避難活動及び救援活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他必要な事項について、あらかじめ、 国、都、防災住民組織、防災関係機関、事業者等との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (1) 救出用及び救助用の機器等の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食料その他避難生活に必要な物資の備蓄等に関すること。
- (3) 緊急輸送に関すること。
- (4)避難所に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 医療救護に関すること。

(情報連絡体制の整備)

- 第22条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに災害時に的確な情報を 区民等及び事業者に対し周知する方法を確立しなければならない。
- 2 区長は、災害時に地域の被災状況を速やかに把握するため、区民等及び事業者に対し災害に関する情報の提供等必要な協力を求めることができる。

(他の地方公共団体等との協定の締結等)

- 第23条 区長は、他の地方公共団体、公共的団体又は事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力を要請するため必要があると認める ときは、あらかじめ当該他の地方公共団体、公共的団体又は事業者と協定を締結するものとする。
- 2 区長は、大規模な災害が発生した場合には、前項の協定を締結していない公共的団体及び事業者に対し、応急対策等に関する支援を要請することができる。

第2節 避難

(避難所の設置等)

- **第24条** 区長は、災害時における地域の活動拠点として、必要があると認めるときは、港区立小学校及び中学校その他の区有施設等に避難所を開設しなければならない。
- 2 区長は、前項の避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平常時から物資の備蓄、機器の整備等に努めなければならない。
- 3 区長は、避難所の運営に関し、あらかじめ、避難所となる施設の責任者及び関係者、町会、自治会、防災住民組織、防災関係機関、 事業者等との連携を図り、災害時の避難所の運営に係る協力体制を整備するよう努めなければならない。

(代替施設の確保)

第25条 区長は、災害の規模その他の状況により、前条第1項の避難所の使用が困難な場合に備え、事業者等との連携を図りながら協力を得て、避難所の機能を一時的に代替する施設を確保するよう努めなければならない。

(避難誘導方法の確立等)

第26条 区長は、あらかじめ、防災関係機関との連携を図り、災害時に区民が避難所及び広域的な避難場所に安全に避難するために 必要な避難路の確保に努めるとともに、避難誘導の方法を確立し、区民、防災住民組織等に周知しなければならない。

第3節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備等)

- **第27条** 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めるものとする。
- 2 帰宅困難者は、災害時に自己の安全の確保に努めるとともに、地域における救援活動を行うよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策の実施)

- 第28条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体及び防災関係機関との連携を図り、必要な措置を講するとともに、帰宅困難者対策を推進するための団体の結成及びその活動に対して、必要な支援を行うものとする。
- 2 区長は、災害時に他の地方公共団体、防災関係機関、事業者、前項の帰宅困難者対策を推進するための団体等との連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供等を行うよう努めなければならない。
- 3 区長は、帰宅困難者対策のため、国、都、防災関係機関、事業者、学校等に対し一時受入れ場所の確保、飲料水、食料その他災害時において必要となる物資及び避難誘導用具の備蓄並びに情報連絡体制及び避難誘導体制の確立を求めることができる。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定により帰宅困難者対策を実施する事業者、学校等に対し必要な支援を行うことができる。

■ 第5章 復興対策Ⅰ

(復興対策)

- **第29条** 区長は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、速やかに被災した地域の復興に努めなければならない。
- 2 区民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、相互に協力し、被災した地域の復興に努めなければならない。 (復興体制の確立)
- 第30条 区長は、震災により区内に重大な被害を受けた場合において、区民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、港区震災復興本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 2 本部に関し必要な事項については、別に条例で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

大震災に備えて。。。

港区で発行しているパンフレットの紹介

事業者対象※2

●いざというときの災害に備えるために・・・

区民対象※1



大震災に備えて

事業所対策 事業所向け防災マニュアル **Never Too Late**

高層住宅対象※3



マンション防災ハンドブック

区民対象※1※2



港区では家具転倒防止器具を 無償で支給しています。

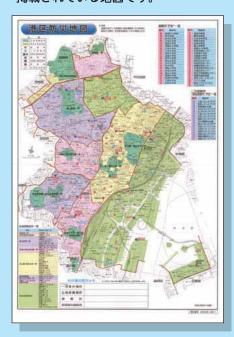
区民・事業者対象※2



防災用品 あっせんのご案内

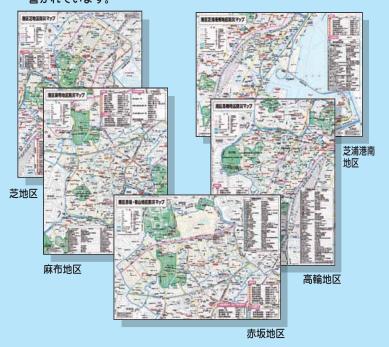
港区防災地図※。

●港区全体の避難所や広域避難場所等が 掲載されている地図です。



各地区防災マップ※2

各総合支所が地区ごとの防災マップを作成しています。 裏面には、地震発生時の行動ポイントや避難の流れなどが分かりやすく 書かれています。



- ※1のパンフレット等については、日本語以外に英語版などがあります。
- ※2のパンフレット等については、港区のホームページからもご覧になれます。(印刷可)
- ※3のパンフレットについては、高層住宅以外の共同住宅でも活用できます。
- ●こちらで紹介しているパンフレット等につきましては、以下の問い合わせ先窓口にて配布しています。

防災に関するお問い合わせ先

港区 防災危機管理室防災課

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25

TEL.03-3578-2111(内線:2541~2545) FAX.03-3578-2539

芝地区総合支所 協働推進課協働推進係

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL.03-3578-3121 FAX.03-3578-3180

麻布地区総合支所 協働推進課協働推進係

〒106-8515 東京都港区六本木 5-16-45 TEL.03-5114-8802 FAX.03-3583-3782

赤坂地区総合支所 協働推進課協働推進係

〒107-8516 東京都港区赤坂 4-18-13 TEL.03-5413-7272 FAX.03-5413-2019

高輪地区総合支所 協働推進課協働推進係

〒108-8581 東京都港区高輪 1-16-25 TEL.03-5421-7621 FAX.03-5421-7626

芝浦港南地区総合支所 協働推進課協働推進係

〒108-8547 東京都港区芝浦 3-1-47

TEL.03-6400-0031 FAX.03-3452-4902